

災害復興住宅融資 申込受付期間のお知らせ

令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨による災害で被害を受けた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

住宅金融支援機構による災害復興住宅融資の申込受付期間は災日より2年間となっており、締切が迫っております。ご利用について、お早めにご検討ください。

災害復興住宅融資のご紹介

1

災害復興住宅融資（建設・購入）

住宅復旧のための建設資金・購入資金に対するご融資です。

災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できます。

2

災害復興住宅融資（補修）

住宅復旧のためのリフォーム資金に対するご融資です。

災害で住宅に被害を受けた旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できます。

3

災害復興住宅融資＜高齢者向け返済特例＞

上記の区分に応じた「り災証明書」を交付されている満60歳以上の方がご利用いただけます。

月々のご返済は利息のみとし、借入金の元金は申込人（連帯債務者を含む。）全員がお亡くなりになったときに一括してご返済いただくしくみです。

（参考）機構のリフォーム融資

1

耐震改修工事

被災した箇所の補修に合わせて、耐震改修工事を行う場合にご利用いただくことができます。

2

バリアフリー工事 （高齢者向け返済特例）

被災した箇所の補修に合わせて、満60歳以上の方が、バリアフリー工事を行う場合にご利用いただくことができます。

災害復興住宅融資に関するお問い合わせ先

住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル

0120-086-353（通話無料）

※機構のリフォーム融資については0120-0860-35（通話無料）

※ 国際電話等でご利用いただけない場合は、<TEL 048-615-0420>におかけください。
（通話料金がかかります。）

※ 祝日及び年末年始を除き、土曜日及び日曜日も営業します。（受付時間 9時～17時）